

第 18 日目（3 月 19 日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。また、雪国新聞より写真撮影の願いが出ていますのでこれを許可します。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 本定例会に市長から提出された議案のうち、令和 2 年 3 月 10 日付で、第 30 号議案 南魚沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、撤回したい旨の申し出がありましたので、同日付、これを許可しました。

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。議会最終日の貴重な時間を拝借しましてまことに申しわけなく思いますが、ここで新型コロナウイルスに関連して 1 件、中学校の修学旅行につきましてであります。キャンセル料が発生をするということになっておりまして、これを市として支援をすることを決定させていただきました。本議会にその旨は間に合いませんでしたけれども、その旨で進めさせていただきたいと考えております。

この件につきましては、この議会中にも一般質問で塩川議員から 3 月 10 日にその旨の話をいただきました。その時点では就学援助世帯に係る支援について、これについてのみご答弁を申し上げさせていただいたところです。市内で今、新型コロナウイルス感染症警戒本部会議を設置しております。これにつきましては、単に疫病対策という問題だけではなくて、さまざまな市内の経済等も含めていろいろなことを、今、話し合いをさせていただく場になっておりますが、この場でさまざま検討させていただきました。

市が単独でキャンセル料の支払いをするということにしたいものであります。対象につきましては、塩沢中学校と八海中学校の 2 校であります。おおよそ 100 万円程度というふうに概算が出ております。ほぼこれに近いものになると思っておりますが、そういう額になります。

そして、大和中学校ではこれから予定されているわけですが、キャンセル料が発生しないと。いろいろなちょっと形態がありまして、それらも全部つぶさに考慮させていただきました。六日町中学校につきましては、報告させていただいたとおり、2 月に既に修学旅行を実施済みであります。現在それぞれの旅行会社さんに対しまして、正確な金額を確認させていただいているという状況であります。詳細など額はまだ決定しておりませんが、まずはご報告をさせていただきたいと思っております。

加えて、きょうは緊急の対策としまして、市が備蓄をしているマスクがあります。このマスクにつきまして、市内の高齢者施設など 94 の事業所が我々のところでは対象になるかと思

っておりますが、この洗い出しをさせていただきまして、従業されている皆さんのマスク不足が、今、大変な声になっております。これに対しまして、配布をさせていただくことにしました。

同時に市内の公立の保育園、加えて私立の保育園、ここが 27 施設あります。ここに対しても配布をしたいと思っております。本日、まもなく福祉保健部の職員がそれぞれ手分けをしまして、極めて早い時間に配布を完了したいということでもあります。

今回の件で大変な思いをされております市民の皆さん、施設従事者の皆さんも含め、市が責任を持った対応をしていく姿勢をきちんとお示しし、ほんの少しでも現時点で安心感をまずは持っていただければというふうに考えておりました、このような対応にさせていただきたいと思っております。議員各位におかれましては、格段のまたご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

冒頭であります、報告させていただきます。ありがとうございます。

○議長 日程第 1、陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、日程第 2、第 12 号議案 令和 2 年度南魚沼市水道事業会計予算、日程第 3、第 14 号議案 令和 2 年度南魚沼市下水道事業会計予算の以上 3 件を一括議題とします。産業建設委員長・塩谷寿雄君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○塩谷産業建設委員長 おはようございます。産業建設委員会に付託されました議案 3 件を報告させていただきます。令和 2 年 3 月 5 日に産業建設委員会は開かれました。議長からも出席いただいたところですし、委員も全員の出席でございました。執行部も佐藤上下水道部長を初め、両課長、そして主幹、係長からも出席いただいたところでございます。

陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の議題ということで、説明者はいなかったために意見等を聞くことにしました。1 人の方から意見がありまして、討論に入らせていただきました。討論も賛成 1、反対 1 ということで、討論も終わったところでございます。採決に入りまして、賛成が 2、反対が 4 ということで、陳情第 1 号は不採択とすべきものというふうに決定をいたしました。

続きまして、第 12 号議案 令和 2 年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたしました。本日、議員の皆様のところ資料が配付されていると思っておりますけれども、そちらの資料をもとに執行部からの説明をいただいたところでございます。簡潔には致しますけれども多少、時間をとるので、ご容赦いただきたいと思います。質疑のほうも委員長、副委員長以外、全員から質疑をいただいたところで、かなり多くの質疑になっておりますけれども、抜粋して話したいと思います。

2 系列運転としている浄水施設について今年度から 1 系列で運転をする。ピーク時は 19 名体制だったが、1 系列への変更で人数体制に影響はあるかという質疑。答弁では、運転方法を 2 系列から 1 系列にすることで、人員削減は考えていないということです。19 名から 14 名に減員したのは、料金徴収を民間に委託したものであるということです。大きな原因は、将

来の更新の修繕費を抑えることが1系列にかえる一番の目的であるということです。

続いての質問です。1系列だとしても緊急時には、もう1系列がすぐ動かせるなども含めた見通しの説明を願いたい。また、非常用の水源の井戸について、現時点でも緊急の際はすぐに給水できるかどうかというような質問でございました。答弁では、非常時に備えてこれまで2系列で運転してきたが、当市の場合には冬場には各家庭からの灯油が漏れる事故が非常に多かった。平成30年度、三国川ダムの頭首工油膜検知器の設置が完了したため、舞台や清水瀬などの上流の集落での注意意識が高くなっており、事故が減少したものである、というような答弁と、完了した非常用水源は天野沢、田崎、九日町、畔地の4本である。運転は可能であるし、台風19号の際にも濁ったため、非常用の水源の井戸を動かした、補水をしたというような答弁がありました。

また、質問では政策減免を行っており、基準外繰入が5,000万円となっている。予算ヒヤリングで頑張り切れなかったのかというような質問があり、基本料金の一律減免の減少額は約6,000万円、福祉減免は1,000万円、計7,000万円の要求をしているが、基本料金の減免の開始当初に交渉した結果、5,000万円に決定をしたためということです。7,000万円の満額が欲しいところなので、引き続きしっかり要求していきたいというような答弁がありました。

また、新型コロナウイルスが流行している。仮に当市でも発生した場合、水の供給はできるかという質問。防護服や必要な最少人数、委託している民間業者に発生した場合の対策など、検討しているかというような質疑がありました。水道課にも各種マニュアルがたくさんあり、新型インフルエンザ対応マニュアルは、平成25年くらいに作成している。実際的人数は現在15人で管理している。常時15人が出勤しているのではなく、その人員の中で週休2日で回している。今言ったようなことに対して、今後、検討を進めていくということでありました。

討論に入り反対1、賛成1。起立の採決により、賛成が5、反対が1。第12号議案 令和2年度南魚沼市水道事業会計予算は原案のとおり決定すべきものというふうに委員会では決しました。

続きまして、第14号議案 令和2年度南魚沼市下水道事業会計予算。そちらのほうも資料が提出されておりますので、見ていただければと思います。抜粋した質疑を述べさせていただきます。

不明水対策としてマンホール蓋更新事業は、経費はかかるがどれぐらい不明水の減少効果があるか、との質問。また、マンホール以外の不明水対策はどういったものがあるかというような質問がありました。答弁では、今年度カメラ調査を行い、特に古い、町場のコンクリート管、ヒューム管を調査した。主には古いコンクリートの汚水槽や宅地内にある槽のほうから不明水が出ているということです。カメラ調査は令和2年度も行っていくとの答弁がありました。

また、ことはこれだけの異常気象だったが、例年との比較はどうだったかというような質問がありました。例年と比較すると15%ほど不明水が減少している。12月、1月は2か月

間で約1,100万円程度の負担金が減ったということでありました。

また、接続促進事業といたしまして、業務委託を行うが具体的な委託はどうなっているか。また、接続率はどうなっているか、というような質疑がありました。接続促進事業としては、上越市が行っており、成功報酬も出している。それも含めて検討して進めていきたいということであります。接続率は現在90%ほどだが、例年およそ1%弱ずつだが伸びているというような答弁をもらっているところでもあります。

そして、公共施設での接続、未接続はあるかということでもありますけれども、公共施設はほぼ接続されており、集落所などの未接続があるので、調査をしながらお願いしていくというような答弁をいただいております。

討論に入り、反対が1、賛成が1の討論がありました。採決に入り、賛成5、反対1。第14号議案 令和2年度南魚沼市下水道事業会計予算は、原案のとおり決定すべきものと委員会ではなりました。

以上です。

○議 長 3件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 水道会計の報告の概要の中で、浄水場をことしから1系列の運転とすることですが、これについて私も従来から言っていたのですけれども、要するに配水量が能力の大体3割程度だったということが、ずっと続いてきているわけですが、何でここなのかというあたりの議論はありましたか。

○議 長 産業建設委員長。

○塩谷産業建設委員長 先ほども申したとおり、一番の改革というのは、今後、更新時期がある中で、その更新の削減をしたいというような答弁があったのですけれども、1系列にした経緯というのは、何人かの議員から質疑がありました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書に対する討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書に、賛成の立場で討論に参加します。賛成の理由は、陳情書の趣旨にあるとおりです。現在の最低賃金制度の問題点は、1日8時間、週40時間のフルタイムで働いても普通の暮らしができないことです。現在の新潟県の最低賃金は830円で、計算すると年間で172万円、月額にして10万円ちょっとにしかなりません。これは土日以外、全く休まずに働いてです。これでは自立した生活はできません。あまりにも低過ぎるということです。

さらに問題なのは、都道府県別に格差があることです。2019年の地域別の最低賃金は、最高が東京の1,013円、最低が鹿児島などの790円で、その地域間格差は223円になっています。最低に対する最高の割合は128%となり、3割近くの格差があります。そしてこの格差が、地方から東京圏への人口移動に拍車をかけています。

全国労働組合総連合が行った最低生計費の試算では、全国どこでも生計費に大きな違いはありません。生計費が変わらないなら、少しでも賃金の高いところに行くのは当然です。地方から東京圏への人の流れにストップをかける上でも、全国一律の最低賃金制度の実現はかせません。あわせて陳情者が求めているように、最低賃金の大幅な引き上げには、中小企業への支援なくしては実現は困難です。諸外国に比べても極端に低い最低賃金引き上げのためには、中小企業支援の大幅拡充が求められます。最低賃金の引き上げと合わせ、実現させる必要があると思います。

以上、陳情者の願いを受け止め採択していただきますよう、お願いして賛成討論といたします。

○議長 長 次に原案に反対者の発言を許します。

4番・吉田光利君。

○吉田光利君 おはようございます。それでは、陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書に対して、反対の立場で討論に参加いたします。

最低賃金の改善について、新潟県は過去3年間、時給25円、25円、27円と毎年3%以上、4%に近い引き上げをし、着実に改善を進めています。さらに4月より導入される同一労働同一賃金により、正規雇用、非正規雇用の差はなくなります。これにより事業主にとって大きな負担となるわけであります。その上、意見書のような大幅な最低賃金引き上げは、どんなに生産性が悪くても最低賃金を補償することによって、頑張っても頑張らなくても良しとする勤労意欲停滞が懸念されます。生産性の伴わない引き上げは、回りまわって経営を圧迫し、通常の賃上げ原資の確保ができなくなります。また、どんな経済リスクが発生するかわかりません。

今、現実に新型コロナウイルスショックで経済は大変な状況であります。結局は一番大事な雇用の確保は確実に損なわれます。現実に新聞報道にありましたが、1月の雇用求人倍率は急落しております。参考ですが、急激な最低賃金引き上げを実施した韓国では、失業率の大幅悪化、消費マインド落ち込みで経済の冷え込みは深刻な状況となり、昨年、国会において首相が、引き上げの副作用に対して政策の失敗を謝罪しております。過去、フランスでも、行き過ぎた最低賃金の引き上げを大幅に軌道修正されています。

全国一律性での地域格差是正については、それぞれ地域の生活環境、特性、個人事業主を初め、企業の体力が違うわけであります。立ち行かない多くの事業主が想定されます。逆に公平性を欠くものと考えます。だからこそ、同一労働同一賃金でも地域ごとの指数を設けているのです。また、中小零細企業への支援は当然としても、大幅な引き上げは意見書との整

合性に乏しく、無理無責任と思うのであります。少しずつ段階的な引き上げが最善であり、急激に強引な大幅引き上げは、必ず副作用が懸念されます。

以上のことから、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書には、反対いたします。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。以上であります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。本陳情を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

○議 長 第12号議案 令和2年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第12号議案 令和2年度南魚沼市水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。

南魚沼市の水道料金が県下一高いことは、これまでもたびたび指摘をしてきました。そして、昨年10月の消費税増税に合わせて料金改定が行われ、さらに高くなりました。2年前からは、一般会計からの繰り入れによる基本料金の減免が実施されてきました。しかし、天下一高い水道料金の汚名返上にはほど遠い状態です。そして、この高料金の原因が畔地浄水場への過大な投資であることも明らかです。

私は市議会議員になって以降、一貫して水道料金の引き下げを求めてきました。多くの市民が関心と期待を寄せている市政の重要課題であり、財政的な問題も理解しているつもりですが、さらなる引き下げを求めるものです。高料金対策による一般会計からの繰り入れがなくなったことによって、一層、厳しい財政状況となっています。

また、料金体系についても、私の一般質問等でも触れていますが、口径別の料金体系が採用されていないため、ともかくつながっていれば1か月の基本料金が2,240円です。10立方メートル使っていない加入者も大勢いるわけです。こうした使用料の少ない世帯は、単身者やお年寄りの世帯が多いと考えられます。どちらかと言えば、社会的に弱い立場の皆さんへの配慮も必要ではないでしょうか。

こうした点から口径別の基本料金に切りかえ、そこに1立方メートルごとに加算する料金体系の導入が必要だと考えます。こうした料金体系への変更を求め、令和2年度南魚沼市水道事業会計予算への反対討論といたします。

○議長 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 第12号議案 令和2年度南魚沼市水道事業会計予算に対しまして、南魚みらいクラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。今ほど反対討論で言われたとおり、確かに近隣市町に比べて高い水道料金は課題であります。しかし、現在の水道事業においては、そもそも供給水道料金1立方メートル当たり約236円ありますが、給水原価は約254円と約18円下回っているため、どうしても不足額が発生してしまいます。その不足分を一般会計からの繰入金で補填しなければ、持続的に市民へ水道を供給することができないわけです。

また、現在の水道料金の収入は、既に設備投資をした企業債の返済と、ほぼ同額というのが現状であります。本来は水道事業に関しましては、独立採算で経営を持続する必要があります。その上からすると、水道料金を給水原価以上に値上げをしなければ、経営は確保することができないわけでございます。しかしながら、これ以上値上げをし、市民へ負担をかけるわけにはいかないというのは、誰もが同じ思いでございます。そのためにここ数年の経営努力によって、給水原価は下降傾向にあります。

その上で、令和2年度の水道事業会計予算は、収益的収入19億5,000万円、収益的支出19億2,000万円、資本的収入6億5,000万円、資本的支出19億3,000万円とし、純利益見込額を856万円と大幅な減で編成をされました。これは人口減による給水人口の減少により給水収益が減少し、さらに一般会計繰入金についても、国の算定基準の見直しにより高料金対策分の皆減、水源開発や広域化分の皆減で大幅に収益減となりました。

しかし、先を見据えて改訂版の経営戦略を策定し、現在の2系列運転から1系列へ浄水処理の運転方式を縮小化し、修繕費などの維持管理費の縮減を図り、効率運転管理と浄水場の施設延命化を目指しております。

また、老朽化対策についても有収率向上のための管路や配水池の更新を計画的に進め、加えて災害対策においても非常時の重要給水施設となる指定避難所や病院などへの配水管の耐震化事業も計画をしております。

このように、将来にわたり水道サービスを安定的に継続できるように、改訂版の経営戦略を策定し、地域別水源方式を目指し、経営基盤安定と財政マネジメント向上に取り組んでいる予算編成と評価し、賛成討論といたします。多くの皆様からのご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君　それでは、未来創政会を代表して、令和 2 年度南魚沼市水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。3 月議会を毎年迎えると、必ず東日本大震災のことを思い出します。もし、この大災害がなければ「ライフライン」という言葉の本当の意味を考えることは少なかったでしょう。改めて水道をライフラインとして考えてみます。私たちも東日本大震災直後の夏に水害を経験し、水道が一部使えなくなるという水道災害を経験いたしました。この結果、改めて水道事業のあり方を考える機会を与えられました。

予算に関しては、水道料金が高いということに対する反対意見などがあると思います。しかしながら、南魚沼市の水道事業としての最適化を図るため、日々努力をし、改善しようとしている行政サイドの姿勢は評価できます。

また、水道事業も料金徴収は民間に委託し、3 年が経過し順調に進んでいる点もよい傾向であるというふうに考えております。今後は各施設のアセットマネジメントや水道料金をいかにして値下げをしていくかという議論を活発に行い、今回の水道事業会計予算は、おおむね評価に値すると感じております。

現時点での水道料金の現状維持の中で事業運営をし、努力していること。また、前向きに水道料金を値下げできないかという検討に多くの時間を費やしていることは、市民の生活を安心・安全を最優先して考えているという姿勢であることを強く感じます。

今後の課題として、先ほども申し上げたとおり、災害時の緊急水源の確保を目指すことが求められます。また、現有資産の総点検をした結果を詳細に改めて分析し、将来に引き継ぐべき資産を明確にし、災害時でも給水に困ることが少ない深井戸による水道水の確保などを考えていく必要があります。また、漏水による無駄な支出を抑えるための調査、修繕を行うことも求められます。

このようなことを複合的に考えるのであれば、令和 2 年度水道事業会計予算は、おおむね評価に値します。今後の水道事業会計においても多くの課題を克服し、市民生活をより良いものにしてほしいと強く要望して賛成討論といたします。多くの議員からの賛同を求めます。

○議　長　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　それでは、第 12 号議案 令和 2 年度南魚沼市水道事業会計予算に対し、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加させていただきます。先ほど、事業に対する反対討論では、水道料金が高額であることを主たる理由として、今予算認定に反対との意見がございました。しかし、料金体系につきましては、これまでの本議会の議論により決定されたものであり、この料金体系に基づいて事業計画及び予算を組み立てることは当然の理であり、このことを予算認定反対の主な理由とすることには、大きな疑義があると思っています。

また、討論の中では口径別料金についても触れられました。3 月 5 日に開催された委員会

の中で、口径別の料金体系も含めて、今、料金体系の見直し中であるという説明が担当課からもなされているところであります。

確かに、現在の水道事業会計はバブル期における浄水場への過大投資、これが現状の経営にも大きな負担となるとともに、高料金対策ですとか資本費平準化債等の皆減、これらにより大変苦しい経営状況を余儀なくされていることは事実であります。

しかし、このような状況の中、市民にとってはなくてはならないライフラインの一つである水道事業の、持続可能性の一層の充実に向け、新年度より現在2系列運転となっている浄水施設の1系列化を図り、修繕費等の維持管理費の縮減に努めるとともに、効率的な運転管理と施設の延命化を図るとしてまいります。

また、地域別水源方式を目指した非常用水源井戸の整備を進めるとともに、災害時に重要給水施設となる、指定避難所ですとか病院などへの配水管耐震化事業や、有収率の向上に向けた老朽管の布設がえ等にも取り組むなど、苦しい財政状況の中ではありますが、着実にその改善と、市民の安全と安心を守るための持続可能な水道事業の一層の充実に向けての精いっぱいの見えてとれる予算であると考えます。この令和2年度南魚沼市水道事業会計予算の認定により、市民の安全・安心を守るための最重要なライフラインである水道事業のさらなる充実を実現することが重要であると考えています。

多くの議員の皆様のご賛同を心からお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第12号議案 令和2年度南魚沼市水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第14号議案 令和2年度南魚沼市下水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第14号議案 令和2年度南魚沼市下水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。南魚沼市は、下水道の使用料も県下トップクラスです。上水道と合わせると市民には大変な負担になっています。今年度から企業会計に移行し、財務内容が明らか

かになっていますが、補助金、繰入金頼みの苦しい経営内容になっています。

昨年の予算審議の際にも触れましたが、資産に対して資本金がごくわずかしかない点を指摘しました。これは途中で数字が変更になり、今年3月末の予定では17億円となっていますが、これでも資産の577億円に対しては少なく、資本金が100億円を超えている水道事業に比べても極端に低い金額です。また、現金預金は2億7,000万円となっていて資金繰りも厳しいものと思います。水道事業会計の高料金対策のように、国の基準の見直しによって繰入金などが変更になれば、直ちに赤字に転落してしまいます。

そして、昨年も触れましたが、固定資産の中には農業集落排水の処理施設が含まれています。これは既に使われなくなったか、今後使われなくなる施設です。有効な活用方法もないまま、遊休施設を抱えて経営していかなければなりません。

さらに企業債返済のために新たな借入れを起こしていることです。これは設備投資をした資産の耐用年数と借入金の償還期間の違いによるものとの説明で、理屈は理解できますが、高齢化と人口減少が続く予算規模も縮小していくもとの、将来世代につけを回すことにならないか心配です。

以上、財務上の懸念を指摘して令和2年度下水道事業会計予算への反対討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、第14号議案 令和2年度南魚沼市下水道事業会計予算に対し、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加させていただきます。

今ほどの下水道事業会計予算の反対討論の中では、将来世代への負担、それから大変な経営状況、これらを主たる理由として予算認定に反対との意見でございましたが、下水道事業そもそもの事業の特質といいますか、例えば面整備がようやく終わったわけですけれども、管渠の施設を中心とした下水道事業は、その管渠の耐用年数が100年ともいわれる。そういう意味では、そもそも後年度負担が前提の事業であるという特殊性があります。これらの中で、そういったことを反対の理由というのが、適当なのかどうかということには、大きな疑義を覚えています。

また、先ほど反対討論の中で指摘があったように、現状の財政運営、これは確かに大変な状況ではありますが、面整備終了後も、より効率的な下水道事業の運営を図るために、農業集落排水の公共下水道への統合を進め、また、汚水処理費や維持管理費の効率化を図るとともに、不明水対策としてのマンホール蓋の更新事業や、六日町市街地の浸水対策としての寺裏雨水幹線改修事業等にも取り組むなど、市民生活の向上に向け、積極的な事業展開を推し進めています。加えて長期的な経営の安定に向けて、今年度は下水道経営戦略の策定にも着手し、より効率的、効果的でバランスの取れた財務、投資計画の検証を行うとともに、より一層、持続可能な事業経営に向けた取り組みを進めるとしています。

現状において、市民生活の利便性向上や、安心・安全な生活の実現に欠かせない下水道事業の効率的、効果的な運営や、一層の持続可能な事業運営の実現に向けた取り組みと、その

姿勢がうかがえる、今下水道事業会計予算は、評価に値するものと考えます。

多くの議員の皆様の賛同を心からお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 令和2年度南魚沼市下水道事業会計予算に対し、未来創政会を代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

この冬は極めて少雪であり、不明水が15%近く減少したということがわかっております。下水道の老朽化は喫緊の問題であり、不明水の減少を目指した事業としては、この冬の結果を契機として、さらなる調査・研究を行い、少しでも不明水が減り、余分な費用がかからないことを目指すという必要があります。今後も下水道を維持するためにマンホールや下水道管の修繕を行い、事業の健全化を図ってもらうということを期待しまして、賛成討論といたします。

多くの議員からの賛同を求めます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第14号議案 令和2年度南魚沼市下水道事業会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第4、第8号議案 令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第5、第9号議案 令和2年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、第10号議案 令和2年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第7、第11号議案 令和2年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、日程第8、第13号議案 令和2年度南魚沼市病院事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

5件について、社会厚生委員長・中沢一博君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の審査報告を行います。調査期日があります。令和2年3月4日であります。委員の出席状況は7名全員であります。議長から

も出席いただきました。

調査の内容につきましては、おのこの関係いたします執行部から出席を求め、審査を行った次第であります。付託案件が多いため、報告に関しましては簡潔にさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最初に第8号議案であります。令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算であります。国保事業費納付金が10.9%、額にして1億5,000万円ほどの大幅な増額となりました。その要因は、県単位の精算に移行することに伴い、これまでマイナス要因として働いていた精算金がなくなるということによる増額であります。そして、1人当たりの医療費が伸びています。保険給付費が1億2,749万円の増額となっております。支払準備基金から1億7,400万円を投入して、何とか予算編成できたわけでありまして、非常に厳しい局面を迎えている状況ではあります。その中で、令和2年度末の基金残高は、5,989万円になるという現状であります。

そうした中、質疑に関しまして法定外繰り入れの考え方、そしてジェネリック医薬品の使用状況、また、健康ポイント事業等の詳細等々の質疑がされた後、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、第9号議案 令和2年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。1人当たりの保険給付費の現状ですけれども、平成30年度は1.5%、そして、令和元年度は1.0%の上昇となっております。少し右上がりの状況となっております。

内容を見ますと、入院費はほぼ横ばいでありまして、入院外費は平成30年度が5.8%伸びておりまして、令和元年度は3.3%の伸びで、大きく上昇しているという現状であります。数字から見ておわかりのとおり、全般的に入院治療から在宅療養にシフトしているという傾向ではないかというふうに数字から見て考えられるわけでありまして。

今後の被保険者数と医療費の動向を踏まえて算定した結果、令和2年度、令和3年度は、保険料率については引き上げを行わなければならないという状況となったわけでありまして。新保険料率は均等割額で3,500円増額の4万400円です。そして所得割率では0.44%上昇して、7.84%となります。詳細につきましては、本会議場での大綱説明がありましたので、皆さんも見ておられるとおりであります。

そうした後、質疑に入ったわけですが、そして質疑を行った後に討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決であります。

次に第10号議案であります。令和2年度南魚沼市介護保険特別会計予算であります。令和2年度予算につきましては、第7期介護保険事業計画の3年目に当たるわけでありまして。第1号被保険者数は、昨年度より250人多い1万8,524人と推計しております。保険料の基準月額では、3年間固定しているわけでありまして、6,351円になります。年間で7万6,200円となります。

そういう中、説明を受けた後、質疑に入りました。質疑の内容につきましては、介護人材不足解消の見通しはどうか。また、待機者の状況は、今どうなっているであろうか。

また、在宅介護を進める上で、医師の確保等々の質疑がされました。

その後、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決であります。

次に第 11 号議案であります。令和 2 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算であります。城内診療所は平成 21 年度に 25 床の病院から 19 床の診療所となり、平成 27 年度から実質、無床化の診療所として外来診療を行っているわけであります。地域からの要望に応えるべく、医療の提供に努めてきたところではありますが、ただ、非常に厳しい運営状況になっているのは、皆さんもご承知のとおりであります。

そうした中、質疑に入りまして、その中で一般会計から 4,700 万円の繰り入れをしているが、無理があると思うと。新年度あたりをめぐり、方向性を出していかなければならないのではないのかというような、そういう等々の今後の診療所のあり方についての質疑がされました。

その後、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決であります。

最後に、第 13 号議案 令和 2 年度南魚沼市病院事業会計予算であります。説明をるる受けた中で質疑に入りました。年度当初から赤字予算を計上しているわけであります。運営についてという部分。また、医師確保について。また、健友館について等々の質疑がされました。

その後、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決であります。

以上であります。

○議 長 5 件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 城内診療所のところで 1 点お願いしたいのですが、新年度に向けて、例えばあり方についての質疑があったということですが、執行部のほうからそれについて何か回答がもしあれば、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 医療不足という問題がやはり一番であります。そうした中で、今後の 10 年間を見据えた方向を考えて、その中で決めなければいけないわけであります。時間をかけているばかりではいけないという思いもあるという、そういう答弁もありましたし、質問もありました。

そうした中で、全庁的な協議の場に、全体を見た中で診療所もどうしていこうかという観点がありました。これに関しましては執行部からも、1 年前には令和元年度中に結論を出したいという方向でありましたけれども、今、そういう形ではなくて、皆さんご承知のとおり 6 月に医療政策特別顧問も就任をし、また検討委員会をした中で、今後、市民病院の医師不足の深刻な問題等全体を見た中で、どう協議をしていくか、トータルを見た中で今後のあり方を決めたいという旨の報告があった次第であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第8号議案 令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第8号議案 令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加します。最初に今回の予算が、基金繰入金によって保険税率を上げずに予算編成をされた点は評価をいたします。しかし、不景気の続くもとで、消費税増税に加え暖冬無雪、そして新型コロナウイルスの影響と、市民は大変な影響を受けています。

そして、私がいつも言っていることですが、国民健康保険は国民皆保険の最後のとりでとして、他の医療保険に加入していない人は、全て国民健康保険に加入することになっていきます。しかし、国民健康保険税が高過ぎて最後のとりでとしての機能を果たせなくなっているのではないのでしょうか。

制度発足当初は自営業者などの加入者が多かった国民健康保険も、今では年金生活者などの無職や非正規労働者などの低所得者が多くなっています。そんなもとで私も以前の一般質問でも明らかにしましたが、同じ所得の協会けんぽ加入者との比較では、家族構成にもよりますが、国民健康保険税が協会けんぽの1.5倍から1.9倍になっています。この金額は特に低所得者にとっては、負担に耐えられる限界を超えているのではないのでしょうか。

一方、大企業の従業員が加入する組合健保や公務員の皆さんが加入する共済組合は、協会けんぽよりさらに低い負担割合となっています。このように加入する健康保険制度によって、負担が著しく変わるというのはいかがなものでしょうか。法のもとの平等の観点からも許されるものではないと考えます。

また、国民健康保険税の滞納により資格証や短期証が発行され、受診抑制につながっているとの報告もあり、これは命にかかわる大きな問題です。

もう一点、均等割、平等割です。特に均等割は所得や年齢に関係なく、頭割りで課税されるわけで、まさに人头税ともいべき性格のものであります。生まれた途端に均等割が課税されます。当然ですが、他の保険制度にはありません。公費を投入することによって将来的には廃止していくべきものだと考えていますが、子育て支援のためにも当面、子供だけでも市独自で減免していくべきだと考えます。

以上、2点を指摘して、令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算への反対討論といたします。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

4番・吉田光利君。

○吉田光利君 それでは第8号議案 令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算につ

いて、南魚みらいクラブを代表いたしまして、賛成の立場で討論に参加いたします。

国民健康保険事業について令和元年度は、1月末時点、被保険者数が1万2,552人、前年度同期比364人の減。保険給付費が前年度より4,331万円の減。保険税収入においては、当初予算に対して2,302万円を上回る11億1,954万円の見込みであります。収納率は現年度分、滞納繰越分ともに保険税収納率向上対策の成果により、高い水準が報告されております。

しかしながら、被保険者の減少により、1人当たりの保険給付費は年々増加し、厳しい運営になっています。令和2年度予算は、1月の新年度国民健康保険事業納付金の本算定が示され、前年度比10.9%の大幅な増額となっている中、制度改正による保険税賦課限度額の引き上げ、保険税負担軽減対象者拡充を踏まえ、保険税の見込みを推計し被保険者の負担軽減を図るため、支払準備基金1億7,400万円の繰り入れでのやりくりによって、現行税率を据え置いて運営する判断と方針は、厳しい経済環境の中、英断と考えるところであります。

保険税収納率向上対策については、長期滞納者に対するの短期保険証の交付、更新時等での納付特例の相談等の実施は、一般被保険者への公平性のある取り組みと理解するところであります。また、継続的な財政健全化、医療費適正化の取り組みとして、予防保健事業、国保デジタルベースシステムを活用した保健指導、健康保険教室の推進、重症化予防、ジェネリック医薬品の継続推進を初め、人間ドッグ助成事業費1,920万円、特定健康診査等事業費3,446万円、それぞれ予算計上し、サービス維持向上に配慮されています。

予算総額56億6,100万円、前年度比3億1,500万円増。厳しい財源環境下、現行の税率を据え置いての市民の負担軽減に配慮した予算組みは、高く評価するものであります。6,000万円を割った支払準備基金での厳しい財政運営が予想されるが、一層の歳出削減に努めていただき、引き続き南魚沼市民の健康、医療、福祉の充実に期待し、令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算の賛成討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上。

○議長 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

1番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様おはようございます。未来創政会を代表いたしまして、第8号議案 令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

内容に関して詳しい中身については、先ほど吉田議員のほうから討論がありましたので、こちらで私は省かせていただきます。

反対議員からもありましたように、この厳しい状況の中、据え置きされたということは、賛成・反対、両方の討論者からもありましたが、高く評価すべき点だと私は考えます。この予算に関する厳しい状況におきましては、委員長の方のほうからもございましたように、ここにおられる議員皆さん方の共通の認識であると私は考えます。将来的な国民健康保険のあり方

については、当然ながら、これから国、県とも議論をしていく必要があるということは重々承知しております。

しかしながら、これは南魚沼市の国民健康保険特別会計予算の案であります。我々が心配するところは、やはり異常少雪、新型コロナウイルス等において打撃を受ける方々、被保険者の方々が、いかに少ない、現状の状況を確保できるかということを考えなければなりません。そのためにもこの予算を速やかに成立させ、少しでも現状を維持できる事業の執行が速やかに行われることこそが、私は重要であると考えます。

確かに反対者のご意見等もありましたが、そこをまげて、今予算に関しましては、議員、全会一致で通ることをお願い申し上げまして、本予算に対する賛成の討論とさせていただきます。皆様方の賛成をどうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、ただいまの賛成討論の中で、詳細な部分、そしてまた大局的な視点からの賛成討論がありましたので、私がつけ加えるところもそうないような気もいたしますけれども、市民クラブを代表いたしまして、第8号議案 令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について、市民クラブの立場として賛成討論に参加をしたいというふうに思います。

今、全世界に広がった新型コロナウイルスは、日本においても健康問題はもちろんでありますけれども、その対策からの経済的影響ははかり知れないものがあります。しかし、一部の国、地域に見られるような爆発的な感染拡大が、それでもないのは、この医療体制と国民皆保険制度にあると思います。

しかし、国民皆保険の根幹であります国民健康保険は、最近の雇用形態の変化などで非正規労働者の加入等もありますが、もともとは自営業者や農家の人たち主体の医療保険であり、低所得者、高齢者、年金生活者が多いことは今まで、そしてまた現在の実態であります。

高齢化が進めば、医療費がかかるのが現実でありますので、医療費の支出が多くなっています。それに伴って国民健康保険税の負担感も限界に近いことになっていることは、いつも言われていることでもありますし、先ほど反対者の話からもありました。また、加えまして、今回の新型コロナウイルス問題もありますので、その限界感というのは大きいというふうに思います。

そういう中で、市単独での負担にもまた限界があり、国保財政が市から県に移管されたわけではありますが、しかしこのことで国民健康保険の構造的問題が解決したわけではなく、県下平準化された中での国保財政の運用は、一面、安心感もありますけれども、平準化の中での高水準化という心配も、近々の問題として迫ってきているという不安も、実はあります。

したがって、引き続き国民健康保険の構造的解決に向けて、さらなる制度見直しを、市行政としても、私たち地方議員としてもやっていかなければならないものというふうに思っております。そこで、では令和2年度の当市の国民健康保険特別会計予算はどうかであります。先ほど言いましたように、将来の県下平準化の中での高水準化という心配もありますが、そうならないように、市としては引き続きの収納率向上対策の推進、第2期データヘルス計画による効果的な健康指導や、ジェネリック医薬品の普及などでの医療費適正化などにさらに進めるとしています。

また、特に国は保険者努力支援制度の強化ということで、病気予防の実施、実績を点数化して、その、でき、ふできで保険者努力支援制度での自治体への交付金を増減させるということまで考えているほど、病気予防に力を入れています。このことから、市は健康ポイント制度も始めるものだというふうに思いますし、それに加えて特定健診、特定保健指導の受診率の向上など、データヘルス計画の目標に向けての取り組みを確実に進めながら、医療費抑制の努力をすることを社会厚生委員会でも指摘し、また確認をしたところであります。

また、令和2年度の予算組みは令和元年度において取り組んだ、健康、また予防の努力、そしてまた国保運営の努力で、年度中に積み立てた支払準備基金のうち1億7,400万円を繰り入れての予算編成で、基金残高は6,000万円を割る状態になります。次年度以降の国保運営からすれば心配な点もあるわけでありましてけれども、先ほども話がありましたように、反対者も認めていますように、このことは見方を変えれば国民健康保険加入者の負担を軽減するための対応であり、現状の中では精いっぱい努力と受け止めております。

以上のようなことから、この令和2年度国民健康保険特別会計予算につきましては、精いっぱいの努力と実践を私は感じているところでありますので、今予算につきましては賛成をいたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第8号議案 令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 会議の途中ではありますが、ここで休憩といたします。再開を11時5分といたします。

[午前 10 時 45 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前 11 時 05 分]

○議 長 第 9 号議案 令和 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第 9 号議案 令和 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論に参加させていただきます。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける希代の悪法と言われました。75 歳以上の人口が増えれば、自動的に保険料は上がる制度で、2025 年がピークと言われています。度重なる保険料値上げは、高齢者の生活を圧迫します。

批判を受けて導入した低所得者の医療保険料を最大 9 割軽減する特別措置は、令和元年度 8 割、令和 2 年度、本年度予算では 7 割の本則となり、段階的に廃止されています。保険料率は 2 年ごとの見直しで、均等割額 4 万 400 円、3,500 円の増であります。所得割率は 7.84%、0.44%増に改定されます。平均保険料は軽減前で 4,943 円の増、軽減後で 3,596 円の増になります。年金が削減される中、天引きされ、ますます負担感が増します。年金が少なくて天引きされない普通徴収保険料が 35%、1 億 1,400 万円もあります。滞納者がその中にはありまして、報告では滞納整理は進んでいると言っていますが、強制的に徴収された後の暮らしが心配です。

さらに医療費窓口負担、原則 1 割を、2 割負担に引き上げる計画が進められています。導入当時、厚生労働省の担当官が、医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらうために、この制度をつくったと公言して大問題になりました。差別と負担増の制度を廃止し、年をとっても安心して医療が受けられる制度とするべきであります。

以上、反対討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、第 9 号議案 令和 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に市民クラブを代表して、賛成の立場で討論に参加いたします。

予算総額は前年比 3,300 万円増の 5 億 9,400 万円であり、一般会計繰入金も 879 万円増の 1 億 4,300 万円になっています。保険料率は 2 年ごとの見直しが行われ、今後の財源不足が見込まれるため、保険料率の引き上げとなりました。このため平均割額で 3,500 円増の 4 万 400 円、所得割率 0.44%増の 7.84%になり、均等割軽減も見直され保険料は増額となりますが、保険料軽減対象者の拡充で、対象人数は増加の見込みとなっています。平成 31 年 3 月の年齢別医療保険加入人数割合を見ますと、後期高齢者医療保険は 17.1%で、国民健康保険加

入者 22.6%より少なくなっていますが、今後も少子高齢化社会が続けば、現在の年齢区分による医療保険制度で安定的運営が可能か課題を感じるころでもあります。反対討論での指摘も一部、理解できるころではあります。

しかし、当市ではこの冬の異常少雪と、現在も続く新型コロナウイルス対策の影響はまだ予測も立たない状況であり、生活困窮による滞納者増加も懸念されるころであります。しかし、こんなときだからこそ、持病を抱える人が多くなりがちな高齢者が、受診を我慢しなければならないことが決してないように、年金暮らしになっても少ない個人負担で安心して医療機関にかかれるよう、しっかりと市民の命と健康を支える、この保険制度の重要性が増していると考えます。

保険料は上がりましたが、全国的に他の広域連合と比較しますと、県の平均保険料は44位とまだまだ低いほうであります。国の健康保険制度の問題点や、市内の経済動向は大変心配な現状ではありますが、今の当市にでき得る努力として来年度、新たに取り組む南魚沼健康ポイント事業や、継続される健康づくり推進事業、高齢健診等により、市民への健康意識醸成にさらなる力強い取り組みを期待し、賛成討論といたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第9号議案 令和2年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第10号議案 令和2年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第10号議案 令和2年度南魚沼市介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

介護保険制度は施行20年を迎えます。政府は制度改悪を繰り返し、国家的詐欺と言われるまでに介護保険の危機は深刻化しています。家族の介護のために仕事をやめる介護離職が、年間10万人近くに上り、介護難民と呼ばれる、行き場のない要介護高齢者が数十万人規模に上るなど、介護を巡る問題が高齢者はもちろん、現役世代にとって重大な不安要因となって

います。ここ南魚沼でも施設入所を希望しても地元で受け入れ先がなく、他県に行かざるを得ないという話はよく聞くところです。

この間、安倍政権は2014年と2017年の2度にわたる法改正で、国民に負担増、給付減を押しつける改悪を強行してきました。要支援1、2と認定された人の訪問介護、通所介護が介護保険給付費から外され、自治体からのサービスに切りかえられました。さらに特別養護老人ホーム入所が、原則要介護3以上に制限され、要介護1、2の待機者は受け皿の準備もないまま、待機者から排除されました。さらに高額介護サービス費の負担上限の引き上げや、自己負担の2割、3割の導入によって、利用者への負担増が行われてきました。

そうしたもとの、2018年の介護報酬改定では診療報酬の改定に連動して、医療的ケアが必要な要介護者を医療から介護へ、病院施設から在宅への流れを一層強めるものとなっています。そして、介護保険を利用しない状態をつくる自立支援を重点的に評価して、介護保険からの卒業を迫る内容も盛り込まれています。これでは保険あって介護なしの状態が、さらに広がってしまいます。

こうした点から、国に対して介護保険の国庫負担割合を引き上げ、保険料の増減なしに介護報酬を引き上げ、介護労働者の処遇改善を進めることによって必要な人材を確保すること、そして、誰もが安心して介護サービスが受けられるよう制度改善を強めていくことを要望して、令和2年度南魚沼市介護保険特別会計予算への反対討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 未来創政会を代表して、令和2年度南魚沼市介護保険特別会計予算案に対し、賛成の立場で討論に参加いたします。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度に当たり、介護人材確保に向けた事業と地域包括ケアシステムの構築に向けた事業を継続して行うことが、大きな柱と挙げられています。現状の進捗をさらに前進させ、次の計画に向かう意欲を感じます。サービスの原資となる保険料の軽減を行うとともに、生活者の厳しい現状を鑑み、保険料の徴収に関しては、国の動向を注視しながら特段の配慮をお願いするものであります。

喫緊の課題である介護人材確保に向けては、希望者にはさらなる支援の拡充を要望します。介護職従事希望者は女性が多く、そのほとんどが日中ほかの仕事に従事しているという現状があります。勤務後の夜間に講習等が受けられるような工夫と、資格取得補助の申請に対し、簡素化への配慮が必要ではないかと思えます。また、他の自治体は無資格、未経験者大歓迎という施設が多いようではありますが、我が市も人材確保をうたうのであれば、他の自治体並みの事業者への要請が必要であります。

高齢化が進み、介護の問題が最重要課題とされる中、地域包括ケアシステムの構築による在宅医療と介護サービスの一体化の実現に大きな期待を込めまして、当初予算案に賛成いたします。多くの皆様の賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、市民クラブを代表いたしまして、第 10 号議案 令和 2 年度南魚沼市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論に参加いたします。

この第 7 期介護保険事業計画は、先ほど委員長の報告にもありましたけれども、基準月額が 6,351 円、介護保険が発足当時の 2,000 円ぐらいから比べますと、本当に大分増えてしまいました。確かに負担も大きくなっているところでもあります。このことから、国も低所得者保険料軽減の拡大も行っていますが、介護保険制度は私が言うまでもなく、この点に反対者は触れていませんでしたけれども、言うまでもないことでありますが、3 年間の全体計画の中で保険料も含めて事業量も決められるわけでもあります。その中での令和 2 年度は、第 7 期介護保険事業計画の最終年度であります。

ことしの場合には特にまた、先ほどもちょっと触れましたけれども、新型コロナウイルス問題がありまして、前年度の所得をもとに税額が計算されて、こういう状況下でのこれからの収入の中で支払われるわけですから、負担はさらに重くなることも予想されます。今回のような特殊な場合で市民の担税能力を超えた場合は、その時点でほかの対策が多分必要になるかもしれませんけれども、初めから当然のことながら来年度の税額を下げるということにも簡単にはいかないわけであります。

そしてまた、かつてのように介護を各家庭で、そして個人の負担に戻すということにもいえない。したがってこの間、負担もしながらみんなで介護の環境をよくしていこうということで、在宅も施設整備も進めていきました。その結果としての第 7 期介護保険事業計画の、先ほど言いました基準月額になっているわけでもあります。この点、改めて言うまでもないことだったかもしれませんけれども。

そこで、第 7 期介護保険事業計画の最終年度の令和 2 年度予算についてであります。細かな数字的なことは省略いたしますが、先ほど国民健康保険特別会計予算のときにも言いましたように、今、国は医療や介護の予防に力を入れています。重度の要介護高齢者の増加を防げば費用も安く抑えられるとし、介護予防に関しては保険者機能強化推進交付金というのがあり、2019 年度に比べまして 2020 年度は自治体の交付金を倍増して取り組むという姿勢のようであります。

市の令和 2 年度の予算でも、これらの方針を受け、また、地域包括ケアシステムの前提事業として要介護状態にならないように地域支援事業、介護予防、日常生活支援総合事業の対応や、介護支援ボランティア制度の推進、増加していく認知症対策として認知症総合支援事業など、継続的、計画的に進めようとする姿勢が感じられました。

今の市民生活の中では、料金的な面でも介護サービスの面的な面でも、まだまだ不満もあるわけではありますが、その辺、この期ごとに国がどこまでできるのか。その中で私たちがどこまで負担できるのか。どこまでサービスが必要なのかを見極めて進めている第 7 期介護保険事

業計画ですので、ここは第7期介護保険事業計画最終年度の事業計画に沿って進めていただき——と言いましても、残念ながら第7期介護保険事業計画の中で介護医療院は、予定していた事業者の方向変更といたしますか、転換で第7期介護保険事業計画から見送りになりましたけれども。

そういう事業もありますが、さらにこの1年間で第7期介護保険事業計画を検証し、問題・課題を出しながら、第8期介護保険事業計画でその不満な部分がどこまで解消できるのか。そして先ほども話がありましたように、地域包括ケアシステムの実現に向けても重要な局面と言える、第8期介護保険事業計画策定という大事な年度に向けていくよう、期待もしているところであります。

以上のことから現制度の中、大枠で定められた第7期介護保険事業計画の中での最終年度、令和2年度予算であります。市として最大限の努力と成果を期待しまして、賛成の討論とさせていただきます。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第10号議案 令和2年度南魚沼市介護保険特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第11号議案 令和2年度南魚沼市城内診療所特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第11号議案 令和2年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第13号議案 令和2年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行い

ます。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 13 号議案 令和 2 年度南魚沼市病院事業会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 25 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 第 25 号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成 30 年の地方税法の一部改正のうち、令和 2 年 4 月 1 日から施行される改正部分について、条例の関係部分を改正するものであります。

本改正の主な内容は、地方税法で定めます特定法人、これは資本金等の額が 1 億円を超える法人、あるいは保険業法に規定をする相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社などでありますけれども、この特定法人が令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人住民税について、地方税関係手続用電子情報処理組織、いわゆる e L T A X というシステムによって電子申告を行うことを義務付けるという法改正がなされております。これらから、これに伴う関係条例の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。3 ページをお開きください。第 12 条は、市民税の納税義務者等に関する条項であります。第 1 項は文言整理を行うもの。第 3 項は法人でない社団等を法人とみなして、法人市民税に関する規定を適用する場合を定めるものでありますけれども、今回追加をします、これから説明しますが第 37 条第 10 項から第 12 項について、これは適用除外とする規定をしております。

第 37 条は、法人の市民税の申告納付に関する条項でありますけれども、第 1 項は地方税法で定める申告書について、第 10 項、第 11 項、第 13 項において読みかえを行うという規定を追加するもの。

はぐっていただいて 4 ページ、第 10 項以下は追加をするというものであります。追加をされるその第 10 項は、特定法人が行う第 1 項の規定による申告について、地方税関係手続用電子情報処理組織、e L T A X であります。これを使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行うことを義務付けるという規定を設けるものであります。地方税共同機構とは、この e

L T A Xを実行するために新たに設けられた組織であります。

その下、第 11 項は、第 10 項によって行われた電子申告について、正規の納税申告書による申告が行われたものとみなすということでありまして、これまでどおり、条例及び規則の規定を適用することを定めるというものであります。この規定によりまして特定法人が、今後、書面による申告を行っても、これは正規の申告とはなりません、無申告状態とみなされることとなります。

その下、第 12 項は、第 10 項によって行われた電子申告は、e L T A Xに備えられたファイルに記録をされた時点、これをもって市長に到達をしたものとみなすという規定であります。

第 13 項は、特定法人が電子通信回線の故障や災害などの理由でe L T A Xを使用することができない場合で、かつ、書面による納税申告書の提出をすることができる認められる場合においては、市長の承認を受けて、市長が指定する期間内に限り、従来どおり書面により行うことができることとするものであります。また、同項後段において、納税地の所轄税務署長より同様の承認を受けたとき、または却下の処分を受けていない旨を記載した書類を市長に提出をした場合についても、書面により申告をすることができることとするものであります。

5 ページ、第 14 項は、第 13 項前段の市長の承認を受けようとする特定法人は、必要な事項を記載した申告書等を、期間の開始の日の 15 日前までに市長に提出をすることを定めるものの。

第 15 項は、第 13 項により書面での提出を行うことができる特定法人が、書面での提出を取りやめる場合、これは必要事項を記載した届出書を市長に提出をしなければならないとするもの。

第 16 項は、第 13 項前段の市長による承認により書面で提出を行うことができる特定法人が、地方税法第 321 条の 8 第 51 項の処分、これは市長の承認の取り消しを意味しますが、これを受けた場合、または第 15 項の届出書が提出をされた場合には、その翌日以後より処分の効力が生ずることを定めるもの。

第 17 項は、第 13 項後段の税務署長による承認により書面での提出を行うことができるとされた特定法人が、税務署長より承認が却下された場合、承認の取り消し処分が行われた場合、または第 15 項の届出書が提出された場合には、その翌日以後より処分の効力が生ずることを定めるというものであります。

2 ページに戻っていただきまして、一番下、本改正条例の附則であります。施行期日で令和 2 年 4 月 1 日から施行とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 つ伺いますけれども、この特定法人、これに該当するのは、市内に何社ぐらいあるのかということと、もう一点は、法人市民税を今度カードでもって納める

ということにまで、つながっていくというふうに考えているのか。この2点をお願いします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 特定法人でありますけれども、市内に本社を置いているような企業さんでは、なかなか該当にならないのかと。資本金が1億円を超えるというものはなかなか存在しないというふうに把握をしております。

全国的に事業を展開されている企業さんはこれに該当しますので、そういった方が複数の市町村にいろいろな申告をされる際には、ここを経由することで、一括で手続が済むというふうなものだというふうに理解しております。ちょっと数についてまでは、申しわけありません、把握をしております。

あと2つ目、法人市民税をカードでというのは、クレジットカード納付ということでしょうか。法人市民税については、法人がクレジットカード、そういったものを持つということは通常ないと思いますので、ありません。また、個人の方の税の納付に関しても、今現在、クレジットカード納付については対応をいたしておりませんし、当分の間はまだちょっと対応ができる状況にはありません。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第25号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第26号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例及び南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第26号議案につきましてご説明申し上げます。令和2年4月1日の上田小学校の設置に伴いまして、南魚沼市行政財産の目的外使用条例及び南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。3ページの新旧対照表をごらんください。第1条関係、南魚沼市行政財産の目的外使用条例の、別表の2、教育財産関係の表、屋内

体育館の欄、現行「第一上田小学校」を「上田小学校」に改正し、次の欄、現行「第二上田小学校」を削除し、4ページのグラウンドの欄、現行「第一上田小学校 第二上田小学校」とあるのを「上田小学校」に改正したいものでございます。

続いて、第2条関係、南魚沼市公有林野等に関する条例の別表第1の(2)市名義であるが縁故地元が造林し、管理するものの表中、備考欄の現行「第一上田小学校 第二上田小学校」を「上田小学校」に改正し、別表第3の(2)財産区等所有地に市が契約により部分林及び地上権を設定して、縁故地元が造林管理するものの表中、備考欄に3か所ある「第一上田小学校 第二上田小学校」の記載を「上田小学校」にそれぞれ改正したいものでございます。

2ページに戻っていただき、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行する、としたいものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第26号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例及び南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第11、第27号議案 南魚沼市公民館条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第27号議案につきまして、ご説明申し上げます。今回の条例改正は、令和2年4月1日から、市内7つの公民館分館の主催事業が各地域づくり協議会の地域コミュニティ活性化事業に移行されることに伴い、各分館長の任期満了をもって市内分館の廃止並びに分館長を廃止するため、関係条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。3ページの新旧対照表をごらんください。現行、第2条第2項全文を削除し、現行、第4条中「、分館長」を削除し、「公民館に館長その他職員を置く。」に改正したいものであります。

1 ページに戻っていただき、最下段、附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行する、としたいものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 27 号議案 南魚沼市公民館条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 28 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 28 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。民法の一部を改正する法律により、債権関係の各種規定の見直しが行われます。このうち法定利率について、これまでの年 5 % から年 3 % に引き下げられるとともに、今後は 3 年ごとの変動制となりました。市営住宅条例においては、民法の法定利率を準用しておりました、不正な行為によって入居した者に対する請求額の算定に用いる利率について、「年 5 分の割合」から「法定利率」に改正する必要があることから、南魚沼市市営住宅条例の一部改正を行いたいものであります。

3 ページの新旧対照表をお願いいたします。左の欄、第 43 条第 3 項の下線のとおり、「年 5 分の割合」を「法定利率」に改正するものであります。

1 ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は民法の一部改正施行日に合わせ、令和 2 年 4 月 1 日から施行したいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 28 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 29 号議案 南魚沼市市有住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 29 号議案 南魚沼市市有住宅管理条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

市では、市営住宅を補う目的で市有住宅を管理しておりますが、このたび、建物の老朽化のため、東泉田住宅及び天王町住宅の一部について用途を廃止し、取り壊しをいたしました。このため、当該住棟を市有住宅管理条例の別表から削除することについて、南魚沼市市有住宅管理条例の一部改正を行うものです。

3 ページの新旧対照表をごらんください。別表の右の欄、市有東泉田住宅の 1 号棟を、次に下から 3 段目の市有天王町住宅 6 号及び最下段の市有天王町住宅 8 号のそれぞれの項を削り、左の欄のとおり別表の一部改正を行うものです。

1 ページに戻っていただき附則として、この条例は、公布の日から施行したいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 天王町の市有住宅について、6 号と 8 号がなくなって、そうすると現有では、これが 1 号から 4 号は存在するというような形なのですが、地図上で見ますと 3、4、5、7 号が今残っているという形ですけれども、その辺ちょっと説明を願いたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 天王町住宅 1 号、2 号につきましては、別敷地のところにある住宅になります。今回取り壊したところに残る部分につきましては、3 号、4 号、7 号の 3 棟が残るという形になります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 29 号議案 南魚沼市市有住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 31 号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 31 号議案につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正は、令和元年 10 月 3 日に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことから、これに従い条例の一部改正をお願いするものであります。

この省令において、認定資格研修を修了していないものであっても、放課後児童支援員の資格を満たし、令和 2 年 3 月 31 日までに研修の修了を予定している者は、放課後児童支援員としてみなすことができるという経過措置が、令和 2 年 3 月 31 日で終了いたします。しかし、市町村においては、引き続き「みなし支援員」制度が必要な場合には、各市町村の責任と判断のもと、その経過期間を延長することなどが可能となりましたので、経過措置期間を撤廃し、当該年度中に研修を修了することを予定しているものを「みなし支援員」としたいものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をごらんください。現行、第 10 条第 3 項中「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したもの」の次に、「(当該年度中に研修を修了することを予定している者を含む。)」を加えたいものであります。

1 ページに戻っていただき、最下段、附則といたしまして、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する、としたいものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 31 号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 32 号議案 市道の路線変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 32 号議案 市道の路線変更についてをご説明申し上げます。

今回の市道の路線変更については、1つの路線について道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決をお願いするものです。

1 ページの表をごらんください。路線名は、大崎 16 号線になります。路線番号、種別、路線名、終点、規模の幅員、主な経過地について変更はございません。「起点」と「規模の延長」を変更後のとおりに変更したいものです。

3 ページの第 32 号議案資料の図面をごらんください。この市道は、大崎地内、行政区については柳古新田になりますが、2本の県道と市道が交わる五差路交差点を起点とする路線でしたけれども、県道の改良工事に伴いまして五差路変則交差点を解消するために、起点を変更するもので、これにより延長が 85.3 メートル増となります。変更後の延長は 222 メートルとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 32 号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 32 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 33 号議案 権利の放棄についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 33 号議案 権利の放棄について、ご説明申し上げます。本件は、平成 21 年度及び平成 22 年度の市営住宅使用料、111 万 800 円につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求め、債権の放棄をしたいものであります。

議案書 1 ページをごらんください。1、放棄する権利は、合併前の平成 7 年 6 月に当時の町営桜沢団地に入居した本件の債務者が、平成 25 年 4 月に退去するまでに発生し、未納となっている市営住宅使用料のうち、1 件が 50 万円を超える債権についてであります。

年度別内訳は、平成 21 年度 52 万 6,800 円、平成 22 年度 58 万 4,000 円になります。

債務者は、氏名、森田創氏です。最終住所地は、南魚沼市浦佐 3726 番地 3 メゾンレスポール 1 号です。

債権放棄の理由は、債務者の死亡に伴って時効援用の意思確認ができないこと及び相続人全員が相続放棄し、換価できる相続財産もないことから債権を放棄するものです。なお、入居の際の保証人につきましては、事業不振、生活困窮により納入資力はなく、令和元年 5 月 8 日に時効援用申立書の提出があったため、保証人の連帯保証債務の消滅時効が成立し、権利が消滅しております。

3 ページをお願いいたします。議案資料により説明いたします。債務者は、平成 7 年 6 月 1 日に桜沢団地 301 号に入居いたしました。合併前から住宅使用料及び駐車場使用料の滞納が始まり、以降催告や面談を重ねましたが、自動車等の借入金の返済があり、納入が進みませんでした。

また、平成 24 年 9 月 2 日、債務者との面談では、市税滞納により当市が給与差し押さえをしていることが判明。裁判所に差し押さえの申し立てをしても配当が見込めないことから、催告と面談を継続することといたしました。

その後も納入は進むことなく、平成 25 年 3 月 1 日に市営住宅条例第 43 条の規定による明け渡し請求通知を送付し、債務者はこれを受けて 4 月 5 日で退去いたしました。退去の後も数回の納入があったものの、約 1 年後の平成 26 年 5 月 7 日に債務者が死亡。その後、相続人全員が相続放棄の手続を行いました。債務者には不動産、預貯金、保険金等の財産がないため、債権回収の見込みがない状態であることから、債権を放棄したいものであります。

なお、入居の際の保証人は、勤務先の代表者とその父親の 2 人でしたが、先ほども申し上

げましたように事業不振、生活困窮により納入資力はなく、令和元年5月8日に時効援用申立書の提出があったことにより、保証人の連帯保証債務については消滅時効が成立しております。

議案書4ページをお願いいたします。債務者にはこのほかにも、4ページの専決処分書の写しのとおり、平成17年から平成25年までの市営住宅使用料7件、193万5,100円、駐車場使用料9件、20万6,800円があり、これを令和2年2月14日付にて専決処分としていることから、債権の合計としましては、18件、325万2,700円となります。

説明は以上となります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1点、保証人をとっていたわけだけれども、保証人にも要はあれがなかったということですが、それでは、保証人の意味がないわけですよね。そういう点の解消とか、いろいろ考えていくべきではないのかと思うのです。これはこれとして、しょうがないわけですけれども、例えば保証人を5年に一度とか、何年かに一度、確認していくという方法だあって、とっていかねばいけないのではないのかという思いがあるのですが、いかがでしょう。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ご指摘のとおり、入居の際、保証人の確認をしたわけですけれども、長期にわたる入居のうちには、保証人の状態がどういったことになっていくのかという変動もあるかと思えます。今のご指摘のところにつきましては、また今後の課題として考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 もう一回伺いますが、4ページの専決処分書の額と、今回出された権利の放棄の分、全ての債務がなくなるということ、債権がなくなるということと理解しているのか、1点お聞きします。

もう一点は、この3ページの上段の四角の中に、債務者が自主退去をし、翌年の5月7日に死亡というのは、13か月後に死亡するほどの健康状態だったかどうか。そこがちょっと無理やりに出されたのかなという感じに見えるのですけれども、ちょっとその辺の説明をいただきたいと思えます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1番目のご質問の債権の放棄する部分ということでございますけれども、1件当たり50万円未満のものにつきましては4ページの資料になりまして、こちらにつきましては、令和2年2月14日の段階で、既に専決処分させていただいております。合計額としましては、先ほど申しあげました、この専決の部分と、今回の議決を求める部分の325万2,700円、これがこの債務者に対する合計の放棄した分ということになります。

あと、2番目の関係でございますけれども、こちらにつきましては、この方は入居中もお仕事はしていたわけですが、生活の家計のやりくり等で、説明の中にもありましたけれども、ローン等の返済もあったということを聞いております。ですので、健康状態そういったもので――退去したことによって、その部分で負担があったというふうには考えておりません。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけ。この問題は状況からして、私は致し方ないと思うのですが、ちょっと取り組みのことで聞きたいのです。1ページの債権放棄の理由の一番下に、「時効援用申立書の提出があった」とあるのですが、時効援用ということになれば、時効が成立して、時効を主張しますということだと思っております。時効が成立するまでに、時効を中断するような行政としての取り組みと申しますか、再催告をすとか、そういうのがあつての時効成立、そして援用というのだったら理解できるのです。これに限ったことではないですよ。これからいろいろな事例が出ると思うので、そういうふうな経緯があつたのだと思っておりますが、そこら辺をちょっと教えていただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 こちらの保証人の方に対する取り組みですが、担当のほうでは、何度か保証人の方からも来ていただくという形をとって、問題については協議をさせていただいております。こういったことを繰り返した中ですが、ここに記載のとおり業績不振であったり、生活困窮により、それについては応じてもらえず、時効の段階で援用の申し立てがあつたということでもあります。

取り組みとしましては、今までも、債務者、保証人もそうですけれども、こういったことが発生したときには、とにかく相談に来てくださいということを再三言って、それに対して分納でも、そういった形でもいいので何とかできないかという協議は行っているところであります。

以上です。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 かぶるかもしれませんが、平成7年に入居して、大分前から滞納が始まったのだと思うのですが、そうした時点でもう既に、今、保証人には何年以上言わないと請求する権利がないというような、確か法律もあると思うのです。滞納が発生した時点ですぐに、保証人に話がいつているのかどうか。そこできちんと本人に、保証人が払えないのであれば、何とか保証人をかえるとか、そういうことはやらないのでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 確かに入居直後から滞納が始まってきているというふうにも聞いております。当然、担当のほうは本人に対しての催告書も出してありますし、相談に応じるようにということで、何度かしておりますし、直接の面談のために訪問も行ってまいりました。この

方の仕事の形態が、県内ばかりではなく、全国的にいろいろと出張が多い方というふう聞いておまして、居住地のほうに帰ってくるのが週末というふう聞いております。

入居の途中で家族の方と別れて、単身世帯になったというふう聞いておまして、なかなか本人に会えなかったという点があります。

あと保証人につきましても、記載の説明をいたしました、会社の代表者ということで、一緒に仕事に出ていたような形もありまして、その方との接触もなかなか十分にできなかったというふうな状況があります。

そういった点で、非常に本人との接触が少なくなってしまったという点があります。また、保証人の見直しという点でございますけれども、最初に議員からもご指摘がありましたとおり、長期にわたるこういった滞納、あるいは長期入居している場合の方について、保証人の確認というのは、今後は必要になってくるのかなというふう感じております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 33 号議案 権利の放棄については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 33 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。再開を 1 時 20 分といたします。

〔午後 0 時 08 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 21 分〕

○議 長 日程第 17 から日程第 30、第 34 号議案から第 47 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任についての 14 件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 34 号議案から第 47 号議案、財産区管理会財産区管理委員の選任につきましてを一括して提案理由を申し上げたいと思います。

令和 2 年 3 月 31 日をもって、15 の財産区がありますが、このうちの 14 の財産区管理会の

財産区管理委員全員の任期が満了となりますので、今回一斉に選任をするものであります。
なお、今回改選がないのは大字塩沢財産区だけとなります。

この管理委員の選任につきましては、財産区管理会条例第3条の規定によりまして、議会の同意が必要とされています。任期につきましては、地方自治法第296条の2の規定によりまして4年間で、いずれも令和2年4月1日から令和6年3月31日となります。

委員の人数につきましては、条例第2条第2項の規定により、7人以内をもって組織をすと規定されております。なお、条例第7条第1項で「管理会は、4人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない」と規定されておりますので、4人以上の委員を選任することが必要であり、市としては7人のご推選をお願いしておりますが、それぞれ財産区の都合もあり、第35号議案 大字北田中財産区は5人、第39号議案 大字寺尾財産区は6人、第47号議案 大字大月財産区では5人の推選となっております。

選任に当たり、関係集落から推選をいただいているところでありますので、ご同意をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議 長 14件、一括質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本14件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。順番に採決いたします。第34号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字四十日財産区）、本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第34号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第35号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字北田中財産区）、本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第35号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第36号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字野田財産区）、本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第36号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 37 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字奥財産区）、本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 37 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 38 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字五日町財産区）、本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 38 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 39 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字寺尾財産区）、本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 39 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 40 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字大杉新田財産区）、本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 40 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 41 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字川窪財産区）、本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 41 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 42 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字四十日、北田中、宇津野新田、青木新田、大杉新田財産区）、本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 42 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 43 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字欠之上財産区）、本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 43 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 44 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字四十日、北田中財産区）、本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 44 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 45 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字泉新田財産区）、本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 45 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 46 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字坂戸、六日町財産区）、本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 46 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第 47 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字大月財産区）、本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 47 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第 31、第 48 号議案 南魚沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 提案理由の説明の前に、南魚沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、今回、第 30 号議案の撤回、再上程に至った経緯についてご説明申し上げます。

水道事業は、水道法に基づき厚生労働大臣の認可を受けて事業経営を行っております。また、事業の認可申請を行うに当たっては、事業計画書等、厚生労働省令で定められた書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならないこととなっております。なお、事業計画書には、給水区域、給水人口及び給水量、水道事業の概要などの必要事項を記載することとなっております。

今回の条例改正は、令和 2 年 3 月末に予定をされている、令和 2 年度から令和 10 年度までを事業期間とした南魚沼市水道事業の厚生労働大臣への変更認可申請に伴い、事業計画書記載の給水人口及び 1 日最大給水量を最新数値に改め、また、南魚沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に規定されている給水人口及び 1 日最大給水量についても、これに合わせ改正をしたいものです。

変更認可申請につきましては、昨年より厚生労働省と協議を行い、おおむねの了承を得たことから、これに合わせた条例改正の提案を行ったところですが、その後、令和 2 年 3 月 6 日に厚生労働省より連絡があり、新たな事業計画に定めた給水人口が、前回事業計画掲載数値から減少幅が大きいこと、また、計画値は計画期間内の最大値であり、次期計画期間内において給水人口の実績値がこの計画値を上回ることができないことから、計画給水人口についてはもう少し安全側をとるようという指示がございました。

厚生労働省と協議の結果、当初計画値 5 万 4,500 人を千人単位に切り上げ、5 万 5,000 人とすることで了解が得られたことから、第 30 号議案を撤回し、再度修正の上、上程をしたものでございます。

昨年来から協議を重ねてきたものの、このような事態になったことは、私どもの調整不足と言わざるを得ず、深くお詫びを申し上げます。今後このようなことがないよう精査を行い、

事務を進めてまいります。大変申しわけございませんでした。

それでは、第 48 号議案 南魚沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和 2 年 3 月末に予定されている南魚沼市水道事業の厚生労働省への変更認可申請に伴い、南魚沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例中、別表第 1 に規定された給水人口及び 1 日最大給水量を、最新現況値に合わせ改正するものでございます。

なお、今回の変更認可の主な内容でございますが、将来的にダム水源に切りかわることを予定し、予備水源として位置づけていた、藤原、荒山などの水源を経営戦略の方針に基づき、地域別水源方式の重要な水源として、常用水源に位置づけるための水源種別の変更を行うものでございます。

改正内容につきまして、3 ページの新旧対照表をごらんください。別表第 1、表中の給水人口を 5 万 5,000 人に、1 日最大給水量を 2 万 5,100 立法メートルに改めるものです。また、別表第 1 及び別表第 2、括弧書き適用条文については、前回の条例改正時に条ずれがあり、1 条繰り下がって第 3 条関係とすべきところ、改正漏れがありました。今回の改正に合わせ、第 3 条関係に改正をしたいものでございます。重ね重ねの誤りがありました。深くお詫びを申し上げます。

1 ページに戻っていただいて、附則として、条例の施行を令和 2 年 4 月 1 日とし、前回改正漏れの第 3 条関係に改める改正規定は、公布の日からの施行としたいものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 上下水道部長から、厚生労働省から減少幅が大きいということで、数値の訂正ということでありましたけれども、市の水道事業が管理している水道と、そうでない部分がまだ若干残っておりますけれども、そこら辺を含めた人口が 5 万 5,000 人というふうにしる、ということだったのか。あるいは現在、市の水道事業として管理をしていない部分については入れなくてもいいというところでの判断だったのか。そこら辺が大ききなところだと思いますけれども、そこら辺の事情をちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 この計画値については、市が管理をしている市の水道事業の人数、給水人口ということでございます。この減少幅が大きいということは、前回の計画が平成 25 年から平成 40 年までの計画となっております。今回の計画が令和 2 年から令和 10 年ということで、令和 2 年——重なる部分がございます、そこが一番人口が大きいところでございますが、この重なる部分が前回の計画人口と、今現在推計をした計画人口と、かなり減少していると。そういう意味で減少幅が大きいというふうに国のほうは見たということでございます。

以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 48 号議案 南魚沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 48 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 32、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。これをもって令和 2 年 3 月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでした。

〔午後 1 時 43 分〕